

# いいだ障がい福祉プラン2024

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

## 概要版

### 基本理念

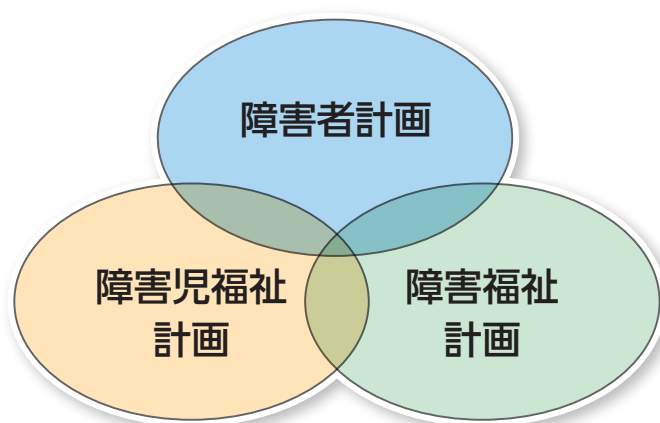
認め合い 支え合う 自分らしくいきいきと

ともに暮らす  結いのまちづくり

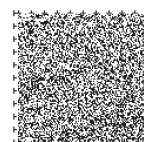
私たちの地域に息づいている結いの力を生かしながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが地域社会の一員として「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指します。



### 計画策定の趣旨

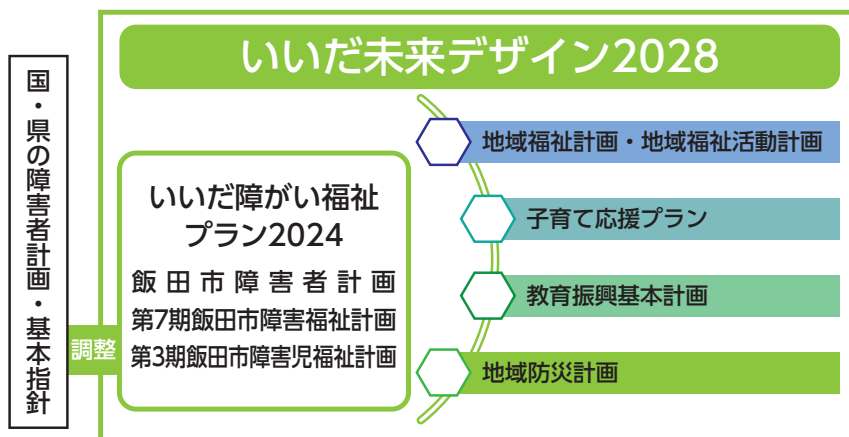


計画策定にあたっては、「飯田市障がいのある方の実態調査」などのアンケートの結果や、障がいのある人や関係団体との懇談での意見を踏まえ、飯田市社会福祉審議会などで話し合い、この地域の課題解決に向けた施策を掲げています。障がいのある人の施策の総合的な計画として「いいだ障がい福祉プラン2024」を策定します。



音声コードUni-Voice

## 計画の位置づけ



障がいのある人の施策の総合的な計画として、国や県の計画に即し、「いいだ未来デザイン2028」をはじめ関係する各種計画と整合性を図りつつ、効果的な推進を図ります。

## 計画の対象

障がいのある人を取り巻く社会の全ての人々が、障がい福祉の課題を我が事として認識することが重要です。この計画は、「障がいのある人のための計画」であると同時に、社会的障壁をなくすために、より多くの市民のみなさんにも理解して行動していただくことを目指しています。



## 計画の期間

飯田市障害者計画は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間、「第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画」は、1期3か年を計画期間とし、令和8年度に国の基本指針にあわせて見直しを行います。

| 計 画       | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 障 害 者 計 画 | 6年間   |       |       |       |        |        |
| 障害(児)福祉計画 | 3年間   |       |       | 3年間   |        |        |

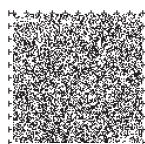
## 計画の推進体制

### 1 計画の周知と理解促進

市のウェブサイトや様々な媒体の活用

わかりやすい情報提供

障がいについての広報・啓発、福祉活動の促進



音声コードUni-Voice

## 2 障がいのある人のニーズ把握と取組への反映

アンケート調査の実施

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換によるニーズの把握

## 3 庁内における推進体制

関連各課との連携

『合理的配慮』に関する職員の意識向上

## 4 地域ネットワークとの連携

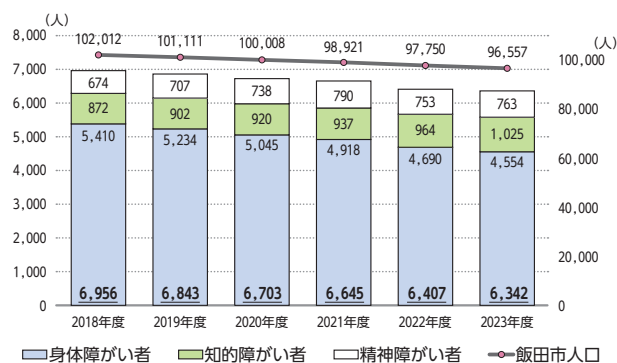
「地域福祉計画・地域福祉活動計画」との連携

南信州広域連合地域自立支援協議会を協議の場とした協働

## 計画の点検及び評価

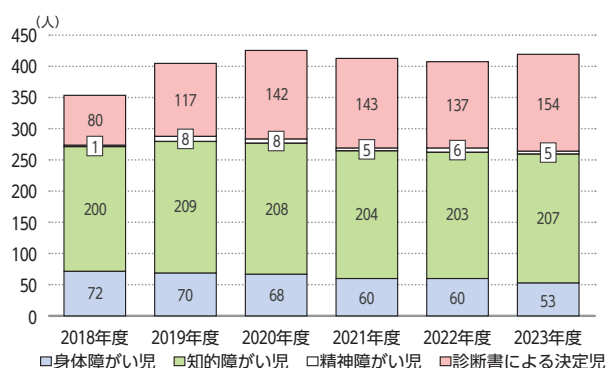
事業の実施状況に対する評価や意見を求め、目的に照らして事業が効果的であるか検証し、障がいのある人を取り巻く環境の変化に応じて柔軟に対応していくように努めます。

## 障がいのある人の推移

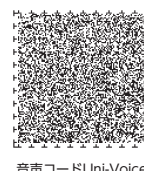


人口は緩やかに減少し、それに伴い手帳を所持している人も減少傾向です。手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳はやや増加傾向です。

## 障がいのある子どもの推移



手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育・精神障害者保健福祉手帳はほぼ横ばい、診断書によるサービス支給決定は増加傾向です。



音声コードUni-Voice

# いいだ障がい福祉プラン2024

## 基本的な視点と計画の体系



重点的に取り組む施策

### 1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

- 一人ひとりの人格や個性が尊重され、お互いに認め合えるまちにするために、障がいに対する正しい理解を深めることが大切です。
- 偏見や差別をなくすとともに、虐待を受けることがないように、障がいのある人の権利を擁護する取組が重要です。

#### 1-1 障がいに対する正しい理解の推進

#### 1-2 権利擁護の推進・成年後見制度、障がい者差別解消

#### 障がい者虐待防止

重要!!



広報いいだ特集



障がい者虐待防止法啓発



ヘルプマーク

#### 『自分ごととして考える』

一人ひとりの人権を尊重できる社会の実現ということでは、本当に計画に書いてあるように、市民全員が自分ごととして考えていく、市民全員が当事者であるという意識がとても大事だと思います。実際にここにいるみなさんも、中途障がいになる可能性はあるわけですから、常にこれは自分ごとと捉えてもらえるとうれしいなと思いました。

障害者福祉分科会委員の声



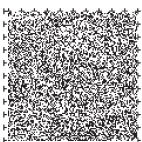
### 2 相談しよう！利用しよう！ 自分の生き方を自分で決められるまち

- 相談窓口のわかりやすさを求める意見が多くあります。誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的な方法について検討していきます。
- 身近な地域で相談支援を受けることができるように地域の体制整備や相談支援を行う人材の確保や質の向上に取り組めます。

#### 2-1 相談支援体制の整備

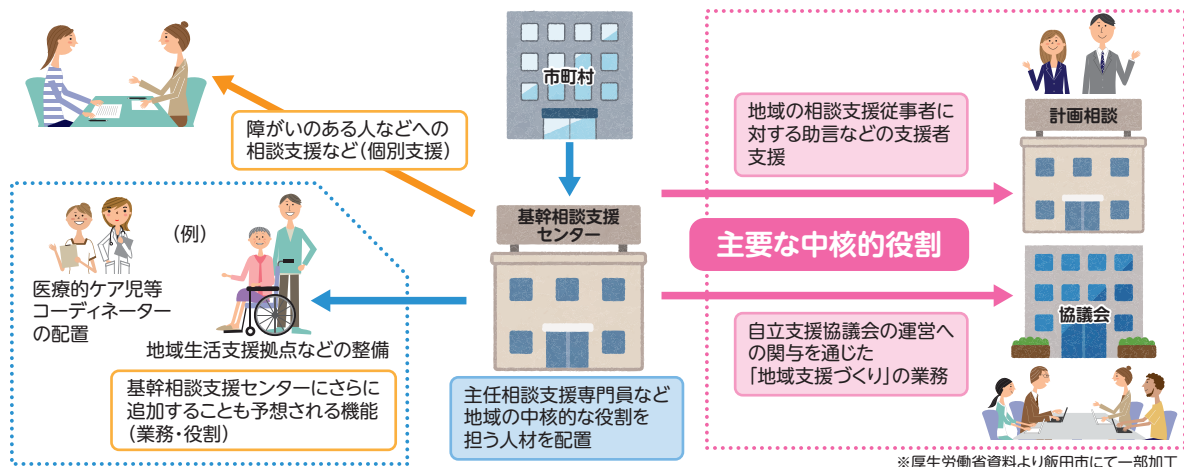
#### 2-2 障がい福祉サービスの充実

#### 2-3 多様なニーズに応じた支援



音声コードUni-Voice

## 基幹相談支援センターの設置



相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置に向けた検討を行います。

## 『共生型サービス』

高齢者の皆さんと若い障がいのある方で、どういう関わりが出てくるのかなって思ったのですが、高齢者の方にもいい効果があります。高齢者の方は平均年齢が86歳くらいですが、30代・40代の障がいのある方が来てくださったことで、徐々に認知症の方も精神的に安定して大きな声も出なくなって、その障がいのある方を優しく見る、そうといったいい形が出てきました。地域にこういうことが広がっていくといいかなと思っています。

## 障害者福祉分科会委員の声



### 3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！

- 地域で自立した生活を営むためには「経済的安定」が必要であり、「就労」に対する取組は重要です。
  - 働くことが困難な人や働くことを選択しない人が、地域社会から孤立することなく、多様な形で社会とのつながりを保ち、日中の居場所が確保できるように支援します。
  - 文化芸術・スポーツをはじめ様々な分野で、交流の機会を増やし、楽しみながらお互いを知り、ともに地域で生活していけるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- 

**就労に関する相談体制の充実**
- 『挨拶』

### 3-1 居場所づくり

### 3-2 就労支援の総合的な推進

### 3-3 雇用の場の拡大

### 3-4 社会参加の促進

### 3-5 文化芸術活動・スポーツの機会の推進

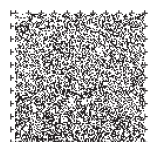
### 3-6 趣味・余暇活動の充実

## 就労に関する相談体制の充実

## 『挨拶』

発達特性のある人は、挨拶ができなくても仕事ができる人はいます。挨拶が基本は健常者の常識です。「仕事ができる」を基準に考えないと、挨拶が、服装が…でつまづいて先に進めなくなってしまうです。発想の転換が必要だと思います。

## 障害者福祉分科会委員の声



音声コードUni-Voice

## 4 ここで、一緒に成長しよう！

- 地域で仲間とともに育ち、将来の社会的自立を目指すことは重要な視点です。一人ひとりの特性を認め、その成長段階に応じて適切な環境をつくるにはどうしたらいいのかを地域全体で考えることが必要になります。
- 障がいのあるこどもやその家族が地域社会から孤立しないよう、こどもの将来を見据えた切れ目のない相談支援体制づくりに努めます。
- 乳幼児期から保育・学校教育などの各段階における地域のインクルージョンを推進するために、地域の中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能強化に取り組みます。

### 4-1 発達支援の充実

### 4-2 教育・放課後等の地域支援の推進

### 4-3 家族支援

### 4-4 ライフステージに沿った支援体制づくり



#### 児童発達支援センターの機能強化

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
- ③地域のインクルージョンの推進の中核として、一般子育て施策をバックアップ
- ④地域の障がいのあるこどもの発達支援の入口としての相談機能



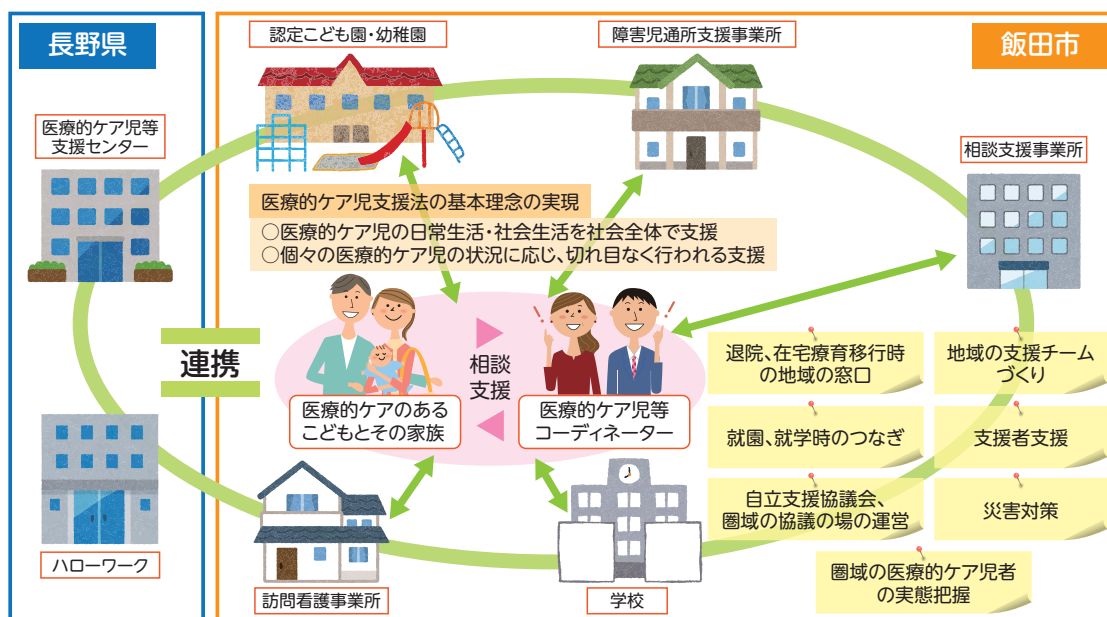
#### 医療的ケア児等コーディネーターの配置

大人も支援

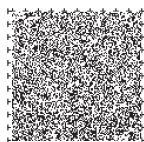
医療的ケアが必要な人の生活支援の要となる「医療的ケア児等コーディネーター」を圏域に配置します。

医療的ケア児やその家族の相談に応じ、在宅や認定こども園・保育所、学校など地域での生活を調整します。

また、関係機関と連携し、医療的ケアが必要な人の地域生活支援体制の整備に向けた検討を進めます。



※こども家庭庁資料より飯田市にて一部加工



音声コードUni-Voice

## 『こどもの力』

未来にどういふ飯田市になっていたらいいかっていうと、学生のうちだったら、学校の中にいろんな生徒がいて、例えば車椅子の子やちょっと心が尖った子がいても、みんながこういう子だなんて飲み込める、そういう社会がいいのかなと思います。

こどもは、この子は違う子っていう先入観がなく、お友達でこういう子がいるっていう感覚で、こどもの力でちゃんと伝えていけるし、みんなで遊べる。学校や地域にそういう環境があって、その環境で育った子たちが大人になっていくと自然とみんなが助け合う世の中になっていくのかなと思います。

障害者福祉分科会委員の声



## 5 みんなが安心して暮らせるまち

- 生活環境における社会的障壁の除去(バリアフリー)を、当事者の意見を聞きながら、地域の人達とともに進めていきます。
- いざというときに、地域の協力を得ながら安全に避難できるように個別避難計画の策定を進めています。

### 5-1 やさしいまちづくりの推進

### 5-2 情報アクセシビリティ・デジタル化の推進

### 5-3 公費負担医療制度等の充実

### 5-4 緊急時・災害時に命を守る行動をするために(災害時の支援体制)



#### 行政手続きの利便性向上

障がいの程度や種類によって不利益がなく、情報取得する方法を選択できるように環境を整備していきます。



#### 個別避難計画の策定

災害時に避難行動が困難な避難行動要支援者について、個別避難計画を策定し、支援者間での情報共有ができる仕組みを整備していきます。



## 『設計』

多機能トイレも、建築士としてもいろいろな障がいの度合いや用途によって定型というのはあるのですが、それを当てはめるのではなくて、やはり当事者や介護者の皆さん、それから関係者の皆さんとお話をして、そういった建物の設計等をしていくべきだなと改めて思いました。飯田市もそのような考えを持って、建物の設計や建設が進んでいけばいいかなと思いました。

障害者福祉分科会委員の声



いいだ障がい福祉プラン2024

ウェブサイト(本編・資料編)へのアクセス



市HP

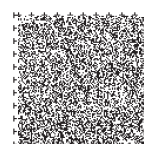
障がい福祉プラン

検索

ID

115812

検索



音声コードUni-Voice

## 飯田市障害福祉計画・飯田市障害児福祉計画

飯田市では、障がい者等の自立支援に係る課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定し、その達成のために必要となる障害福祉サービス等の見込量等を活動指標として定める「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

本計画を踏まえ障害福祉サービス等の提供体制を確保することで、一体的に策定する飯田市障害者計画の基本理念及び基本的な視点の実現を目指します。

### 第7期飯田市障害福祉計画及び 第3期飯田市障害児福祉計画の成果目標

| 項 目                                   | 目 標                 |
|---------------------------------------|---------------------|
| 地域生活移行者数                              | 9人                  |
| 施設入所者の削減数                             | 7人                  |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の開催   | 4回(年間)              |
| 強度行動障害を有する方への支援ニーズの把握と支援体制の整備         | 相談・支援体制の確保          |
| 福祉施設利用者の一般就労への移行者数                    | 13人                 |
| 一般就労へ移行した者が5割以上の就労移行支援事業数             | 2カ所                 |
| 就労定着支援事業の利用者数                         | 2人                  |
| 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数                  | 1カ所                 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化             | 圏域を単位に基幹相談支援センターを設置 |
| 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 | 会議回数等の目標値を設定        |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修における市職員の参加数           | 10人(年間)             |
| 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有回数           | 12回(年間)             |
| 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備          | 圏域を単位に体制を確保         |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数                  | 1人                  |

#### 飯 田 市 福祉部 福祉課

問い合わせ先 ☎ 0265-22-4511(内線5714) FAX 0265-22-8133  
メール fukushishougai@city.iida.nagano.jp

## 4 ここで、一緒に成長しよう！

### 4-1 発達支援の充実

#### 【現状と課題】

地域のすべてのこどもが心身ともに健康に育ち、安定したくらしを送ることができるように支援していくことは重要です。社会性の多くが乳幼児期の親子関係により育まれます。しかし、子育てを取り巻く環境は複雑であり、子育てには難しい課題が多くあります。

このような中、保護者がこどもの身体・心の育ちの見通しを持つことができ、こどもがすこやかに育つことができるよう、医療機関と連携して乳幼児健診を実施します。健診や乳幼児相談では、疾病の早期発見や必要に応じて発育・発達などのフォローを行います。

障がいがある（発達に特性のあるこどもを含む。）場合でも、地域で仲間とともに育ち、お互いに支え合う関係を築くことができる保育事業は、全てのこどもが、幼いころからノーマライゼーションやインクルージョンの理念を自然に身につけるために効果的です。

障がいのあるこどももないこどもも、共に過ごすことで、相手を理解することを身につけ、健全な発達及び人格形成が促進されるため、引き続き障がいのあるこどもの受入体制の確保が求められます。

#### 1) 特別な配慮が必要なこどもへの園小連携事業

|        |                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 保護者、園、小学校が連携し、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が幼児期から学齢期へと継続されるよう取り組みます。<br>こどもの発達にかかる、個別ケースの関係者会議を開催します。                                              |
| 取組の方向性 | 特に支援を必要とする園児について、小学校で引き続き適切な支援を受けられるよう「引継ぎシート」を活用します。<br>発達に特性のあるこどもの情報の把握・共有をします。<br>園小接続のため、カリキュラムの配布及び活用をします。<br>発達に特性のあるこどもの支援体制を整備します。 |
| 関係課    | こども家庭課、子育て支援課、学校教育課                                                                                                                         |

#### 2) 児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）事業（地域療育部門）

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 児童発達支援センターは、身近な地域で障がいのあるこどもやその家族への相談支援を行う地域の中核的な支援機関です。 |
| 取組の方向性 | 今後、強化が求められる機能は次のとおりです。<br>① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能    |

|     |                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 <sup>1</sup><br>③ 地域のインクルージョンの推進の中核として、一般子育て施策をバックアップ<br>④ 地域の障がいのあるこどもの発達支援の入口としての相談機能 |
| 関係課 | こども家庭課、子育て支援課                                                                                                                  |

### 3) 児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）事業（通所部門）

|        |                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 通所部門は障がいのある未就学のこどもへ、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応支援等を行います。また、こどもの理解促進を含めた家族支援とともに、地域の認定こども園・保育所等への移行支援を行います。 |
| 取組の方向性 | 地域の認定こども園・保育所等とのより連携した支援が行える仕組みや保育所等訪問事業を研究します。インクルーシブ教育・保育の向上の観点から、認定こども園・保育所等から研修派遣を積極的に受けていきます。                      |
| 関係課    | こども家庭課、子育て支援課                                                                                                           |

## 4-2 教育・放課後等の地域支援の推進

### 【現状と課題】

飯田市と飯田養護学校 PTA との懇談会において、地域や近所のこどもとのかかわりが薄く、地域の人との交流がないことへの不安の声があります。市では、特別支援学校で学ぶ全てのこどもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）をもち、その学校のこどもたちと学校行事や学習などにとともに取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を推進しています。

また、放課後児童クラブ・放課後こども教室といった子育て施策と、放課後等デイサービスなどの障がいのあるこどもへの福祉サービスの併用が可能となる体制の整備を図ることが課題です。

### 1) 就学相談支援事業

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要 | 特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援 |
|-------|------------------------------------------------------------------|

<sup>1</sup> スーパーバイズ・コンサルテーション機能：児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容などへの助言・援助などを行う機能。

|        |                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 教育の充実と資質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行います。                                      |
| 取組の方向性 | 今後も継続して実施します。すべての年長児保護者に教育支援（就学相談）に関して広報し、特別な学びの場（特別支援学校・特別支援学級など）について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。 |
| 関係課    | 学校教育課、こども家庭課                                                                                    |

## 2) 副学籍による交流及び共同学習

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 特別支援学校で学ぶ全てのこどもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）を持ち、その学校のこどもたちと学校行事や学習などに共に取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を推進しています。 |
| 取組の方向性 | 今後も継続して実施します。                                                                                       |
| 関係課    | 学校教育課                                                                                               |
| 社会資源   | 市内小・中学校、特別支援学校                                                                                      |

## 3) 児童・生徒の居場所づくり

|        |                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「児童館、児童センター、児童クラブ」を提供します。                      |
| 取組の方向性 | 障がいのある児童を受け入れるにあたっては、人材の確保や環境整備など課題があります。児童クラブのスタッフを対象とした発達支援の研修会を行うなど支援力の向上を目指します。 |
| 関係課    | 学校教育課、こども家庭課                                                                        |

## 4) 放課後等デイサービス事業等

|        |                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。                                                                                                    |
| 取組の方向性 | 相談支援専門員等による丁寧なアセスメントを行い、障がいのあるこどもの個々の状況やサービス利用の意向等を正確に把握し、こどもの将来を見据えたサービスの安定的な提供ができるように、事業所と連携を図ります。地域の「児童館、児童センター、児童クラブ」との併用ができる仕組みを研究します。 |
| 関係課    | 福祉課、こども家庭課、学校教育課                                                                                                                            |

## 4-3 家族支援

### 【現状と課題】

女性の就業率の増加に伴い、全国的にも保育所・放課後児童クラブの利用数は増加し、障がいのあるこどものサービス利用も増加しています。今後も障がいのあるこどもに係るサービスのニーズは増加が見込まれます。

発達支援の提供を通じて障がいのあるこどもの保護者が就労を継続できるよう、支えることも重要です。療育の場としての児童発達支援や放課後等デイサービスと、一時預かりとしての日中一時支援事業やタイムケア事業などサービスの利用目的に応じた支援を提供することが求められます。

ペアレントトレーニング<sup>2</sup>の受講できる環境やペアレントメンター<sup>3</sup>による支援体制を整備していく必要があります。

### 1) 発達障がいのあるこどもと家族への支援

|        |                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | ペアレントトレーニング・ペアレントメンターの活用を図ります。ペアレントトレーニングを通して、日常生活の中でこどもとのよりよい関わり方を学ぶ機会とし、ペアレントメンターから発達障がいのあるこどもの子育て経験の話を聞く等、ライフステージに沿った子育てを考える機会となるよう支援します。 |
| 取組の方向性 | ペアレントトレーニングについては保護者や家庭の状況で情報提供をし、参加をすすめていきます。ペアレントメンター活動ができる人材の確保を検討します。                                                                     |
| 関係課    | こども家庭課                                                                                                                                       |

### 2) 家族への就労支援

|        |                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 児童発達支援センター（通所部門）に通う保護者に、母子通所を通してこどもの相談・発達支援の場を保障しながら、就労に係る支援を行います。 |
| 取組の方向性 | 児童発達支援センターと保護者で、早期支援の重要性を共有し、幼児期にこどもと向かい合い理解する機会を保障しながら、保護者就労につい   |

<sup>2</sup> ペアレントトレーニング：こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育現場でのトレーニングだけではなく、親が日常生活でこどもに適切にかかわることができるようになることで、こどもの行動改善や発達促進が期待できる。

<sup>3</sup> ペアレントメンター：発達障がいのあるこどもを育てた経験のある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組み。厚労省の発達障がいにおける家族支援施策にも取り上げられている。

|     |                |
|-----|----------------|
|     | での支援を検討していきます。 |
| 担当課 | こども家庭課         |

### 3) 発達相談事業

|        |                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 園・学校訪問、2，3歳児のグループ活動や、個別相談を通じて、保護者に寄り添い、発達支援を行います。                                                       |
| 取組の方向性 | ライフスタイルに対する意識の変化や価値観は多様化していますが、周囲の子育てへの理解や協力は変わらず必要とされています。様々な悩みや葛藤に寄り添っていく支援が求められており、関係機関と連携し、支援を行います。 |
| 関係課    | こども家庭課                                                                                                  |

### 4) 日中一時支援事業・タイムケア事業

|        |                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 障がいのあるこどもの日中活動の場の確保と、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を行います。<br>家族が障がいのあるこどもの介護ができない時に、近隣知人や、市長が適当と認めた民間団体などが一時的預かり介護を行う、タイムケア事業を行います。 |
| 取組の方向性 | 今後も継続してサービスの提供を図ります。                                                                                                                             |
| 関係課    | 福祉課                                                                                                                                              |

## 4-4 ライフステージに沿った支援体制づくり

### 【現状と課題】

障がいのあるこどものいる保護者を対象とした実態調査では、こどもに関する悩みごととして、「こどもの進学や学校のこと」が59.3%と最も多く、次いで「こどもの人間関係のこと」、「こどもの就職や仕事のこと」が38.9%となっています。また、飯田養護学校との懇談会においても、卒業後の就労先や日中活動の場所に関する不安の声があります。

障がいのあるこどもが、将来、地域で自立した生活を送るためには、障がい特性、障がいの状況、生活実態に応じた総合的な支援が必要です。幼児期から学齢期、学齢期から就労まで、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制が求められます。

また、重度の障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどものいる家庭は、地域での生活や保育所や学校への調整つなぎの役割の機能が乏しく、不安を抱えて地域での子育てをスタートさせることが多い現状があります。重度の障がいのあるこどもや医療的ケアが必要な

こどもを保育所や学校をはじめとするそれぞれの機関で受け入れてもらえるよう調整やつなぎの役割を果たせる体制づくりが求められます。

## 1) 関係機関との連携・発達支援体制整備協議会

|        |                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができるよう、地域内の福祉・医療・保健・教育・労働の関係機関による研究協議を行います。発達相談支援のニーズを有する当事者と家族に対して適切かつ効果的な対応ができる体制づくりを進めます。また、こどもの将来を見据えた支援体制を関係機関と連携し構築します。 |
| 取組の方向性 | 医療・福祉・教育等の関係機関が参集し会議を開催します。乳児期から就労までの情報連携や、関係機関における相談支援の現況と体制の確認、情報共有の方法などの相談支援体制の整備課題を協議します。                                                        |
| 関係課    | こども家庭課、福祉課、保健課、学校教育課、子育て支援課、こども家庭課、市立病院                                                                                                              |
| 社会資源   | 飯田市発達支援体制整備協議会                                                                                                                                       |

## 2) 医療的ケア児等に対する支援体制づくり

|        |                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要  | 在宅で介護する家族の負担軽減を図るために、医療的ケアを必要とするこどもや重度の障がいのあるこどもが、身近な地域で必要な療育・療養が受けられる体制づくりを進めます。<br>長期入院している重度の障がいのあるこどもが安心して生活できるように、地域の支援体制整備に取り組みます。 |
| 取組の方向性 | 医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、在宅や認定こども園・保育所、学校など地域での生活を調整する医療的ケア児等コーディネーターを圏域に配置します。                                                                |
| 関係課    | 福祉課、保健課、学校教育課、子育て支援課、こども家庭課、市立病院                                                                                                         |
| 社会資源   | 南信州広域連合地域自立支援協議会                                                                                                                         |

### 児童福祉分科会委員の声

#### 『障がいの理解』

児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉とありますが、障がい福祉は大切なことです。障がいのある人だけの福祉ではないことを大前提として、市民がいかに関心を持つか。これは、みんなが生きていく社会をつくるのに大切なことです。当事者が権利行使できるように、共生社会、インクルーシブ、障がいではなく人としての特性という見方ができる社会に変わってほしいです。差別や偏見があります。まずは相手を知ること、啓発に力を入れてほしいです。

本編 P30 第2章 計画の体系 1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

### 児童福祉分科会委員の声

#### 『家族支援』

園では、支援が必要かなと思う子について、市の巡回相談を利用したりして、保護者の理解につなげています。こどものことを知られたくない、こどもの姿を受け入れられない、ひまわりに通うには仕事を休んだりやめたりしなければならないという親の苦しい思いへのケアとこどもへのケアがすごく難しいです。

本編 P58 第2章 計画の体系 4 ここで、一緒に成長しよう！